第786号
（2－2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
（1997年）平成9年 3月17日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤振替納税なら支払は４月中旬

Ｑ：平成８年分の所得税の確定申告の納付は今日までですが、どうしても税額が用意できません。振替納税という制度があると聞きましたが、どのような制度なのでしょうか。

Ａ：納付すべき税額が、指定した口座から自動的に引き落とされるもので、平成８年分の所得税は、４月１８日に引き落とされます。

【解説】

確定申告書を取り寄せると、振替納税の手続き用紙が一緒になっているはずです。申告書を記入した結果納税額がある場合には、金融機関には「預金口座振替依頼書」、また所轄の税務署には「納付書送付依頼書」を提出すれば、納付すべき税額は指定した口座から自動的に支払われるシステムになっています。

この振替納税にすると、口座から引き落とされるのが４月中旬になりますので、ふつうなら３月１５日までに納付しなければならないところが、１カ月先送りできることになり、資金繰りにゆとりができます。

ただし、資金不足等により引き落としがされなかった場合には、３月１６日からの延滞税を納めなければなりませんので、４月中旬に指定した口座に確実に納税資金があることを確認しておく必要があります。

振替納税の他に、延納制度というものもあります。これは３月１５日までに税額の半分以上を納めれば、残額については５月３１日まで支払いが猶予されるものですが、延納分については、７．３％の利子税がかかります。